

# 農業委員会議事日程

日 時：令和2年10月28日（水）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による貸借の合意による解約について
  - (3) 令和元年度農業委員会事務報告について
10. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。  
なお、今定例会におきましても、農業委員 15 名の招集といたしましたがよろしく  
お願いします。  
ただ今から令和 2 年 10 月の総会を開催いたします。  
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日  
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する  
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。  
5 番北澤眞理子委員、6 番島田孝委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、  
を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 32 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件について、先日 25 日に担当委員と現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

場所は、打沢公民館の南側約 20mにある農地で、住宅用駐車場として使用している部分について、追認申請するものであります。議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 番案件の測量調査の結果、駐車場敷地として越境していることが判明したことから、今回申請に至っております。顛末書が提出され反省の姿勢が見られるほか、周囲は全て申請者本人の土地で隣接耕作者はなく、土留めにより土砂流出の恐れもないことから、追認許可について問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 33 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 7、議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番・2 番案件について、先日担当委員と現地確認をしてみましたので、ご報告いたします。

まず、1 番案件ですが、場所は、先程の議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番案件に隣接する農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、西側は市道、北側は譲渡人の宅地、東側は譲渡人の畑と宅地、南側は譲渡人の畑と申請者以外の農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして、2 番案件ですが、場所は、小島区で北国街道東側にあります〇〇動物病院の東側、しなの鉄道の線路沿いにある農地です。長野市の不動産業者が 8 区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、北側は宅地、東側は線路、西側は市道、南側は田ですが、隣接耕作者の同意を得ております。隣接農地との境界には、コンクリート土留めを設置し、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

10 番伊藤委員

10 番伊藤です。3 番・4 番案件について、ご報告いたします。

まず、3 番案件ですが、場所は、杭瀬下保育園の西側道路沿いにある畑です。申請地において、住宅を新築するものであります。申請地北側の一部が駐車場として利用されていることから、顛末書が提出されています。周囲に隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり、一部駐車場として使用していますが、顛末書により反省の姿勢が見られることから問題ないと判断いたしました。

続きまして、4番案件ですが、場所は、新田区で千曲線の新田伊勢社信号より南西側約250mにある道路沿いの農地です。申請地において、資材置場を整備するものがあります。周囲は、北側は転用事業者の工場敷地、西側は宅地、東側は道路、南側は畑ですが、隣接耕作者の同意を得ております。隣接敷地との境界には、コンクリート土留めを設置し土砂流出措置がされ、造成も碎石敷きと軽微なものであり、雨水は地下浸透、汚水排水はないことから問題ないと判断いたしました。

#### 11 番嶋田委員

11番嶋田です。5番・6番案件について、担当推進委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、5番案件ですが、場所は、森区にありますデイサービスセンターより北西側約100mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものがあります。周囲に申請者以外の隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、道路幅員確保のため、一部農地を市へ寄付する予定となっており、問題ないと判断いたしました。

続きまして、6番案件ですが、場所は、森区の〇〇寺に隣接する農地です。申請地において、宗教法人が庫裏を新築するものがあります。周囲は、東側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ており、農地との境界にはコンクリート擁壁を設置し土砂流出措置がされ、雨水は地下浸透、汚水は下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

#### 9 番緑川委員

9番緑川です。7番・8番案件について、先日担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず、7番案件ですが、場所は、磯部区で国道18号線沿いにあります〇〇内科より東側、しなの鉄道の線路との中間に位置する場所にある農地です。申請地において、住宅を新築するものがあります。周囲は、西側は道路、その他三方は住宅敷地と隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

続きまして、8番案件ですが、場所は、内川区で千曲線の五加小学校入口信号より南側約30mにある農地です。申請地において、賃貸住宅を新築するものがあります。周囲は、西側・南側は市道、東側は水路、北側は田ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

#### 1 番中嶋委員

1番中嶋です。9番案件について、担当委員で現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、上山田三本木で上山田小学校体育館より東側約50mにある道路に隣接する農地です。申請地において、住宅を新築するものがあります。周囲は、東側は住宅敷地、南側は市道、西側は駐車場、北側は田ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 34 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第 8、議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による  
集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計  
画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 35 号は、原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第 9、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

中山次長

(3)令和元年度農業委員会事務報告について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第 10、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和 2 年 10 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 2 時 30 分